



現場での普及進む「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」

指導者養成講習も好評

厚生労働省が昨年4月に公表した「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」。公表から8ヶ月あまりが経過し、ガイドラインは現場の福祉用具専門相談員からどのように評価されているのでしょうか。ガイドラインの普及と目前に迫る15年度改定について、全国福祉用具専門相談員協会（ふくせん）の岩元文雄理事長に聞いた。

——「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」の普及と改定についてお聞かせください。

岩元 ガイドラインの浸透を定量的に測るのは難しいが、公表から8ヶ月ほどが経過し、現場での認識の高まりを感じて、ガイドラインをテーマに扱ってほ

りた。例を挙げるなら、まず当協会が実施する「福祉用具サービス計画作成スーパーバイザーコース」が非常に好評だ。福祉用具サービス計画についての地

方、留意点を明記したガイドラインは、そうした専門相談員の意義や作成にあたっての考え方を、留意する上で参考になる。定員を上回る受講希望がある。定員を上回る受講希望がある。定員を上回る受講希望がある。

——「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」の福

祉用具専門相談員の業務専門相談員の活用は進んでいる。岩元 ガイドラインの浸透を定量的に測るのは難しいが、公表から8ヶ月ほどが経過し、現場での認識の高まりを感じて、ガイドラインをテーマに扱ってほ

りた。例を挙げるなら、まず当協会が実施する「福祉用具サービス計画作成スーパーバイザーコース」が非常に好評だ。福祉用具サービス計画についての地

方、留意点を明記したガイドラインは、そうした専門相談員の意義や作成にあたっての考え方を、留意する上で参考になる。定員を上回る受講希望がある。定員を上回る受講希望がある。定員を上回る受講希望がある。

——「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」の研修だが、「これはガイドラインに沿った学習内容となってい

る。定員を上回る受講希望がある。定員を上回る受講希望がある。定員を上回る受講希望がある。岩元 ガイドラインの浸透を定量的に測るのは難しいが、公表から8ヶ月ほどが経過し、現場での認識の高まりを感じて、ガイドラインをテーマに扱ってほ

りた。例を挙げるなら、まず当協会が実施する「福祉用具サービス計画作成スーパーバイザーコース」が非常に好評だ。福祉用具サービス計画についての地

方、留意点を明記したガイドラインは、そうした専門相談員の意義や作成にあたっての考え方を、留意する上で参考になる。定員を上回る受講希望がある。定員を上回る受講希望がある。定員を上回る受講希望がある。

——「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」の研修だが、「これはガイドラインに沿った学習内容となってい

る。定員を上回る受講希望がある。定員を上回る受講希望がある。定員を上回る受講希望がある。岩元 ガイドラインの浸透を定量的に測るのは難しいが、公表から8ヶ月ほどが経過し、現場での認識の高まりを感じて、ガイドラインをテーマに扱ってほ

「研修ポイント制度」で見える化

——15年度の次期介護報酬改定で福祉用具専門相談員に自己研鑽の努力義務規定が設けられる見通です。

岩元 確かに介護保険部会が取りまとめた意見書では、「福祉用具貸与事業所に配慮される可能性もあります。

——また15年度改定では福祉用具複数貸与減額制と直結しにくい

——「努力義務規定が法制化されると、先には福祉用具事業所に、より学習を積んだ有資格者の配置が基準化される可能性もあります。

専門相談員の自己研鑽

岩元 確かに介護保険部会が取りまとめた意見書では、「福祉用具貸与事業所に配慮される可能性もあります。

——また15年度改定では福祉用具複数貸与減額制と直結しにくい

——「努力義務規定が法制化されると、先には福祉用具事業所に、より学習を積んだ有資格者の配置が基準化される可能性もあります。

複数貸与減額制

岩元 確かに介護保険部会が取りまとめた意見書では、「福祉用具貸与事業所に配慮される可能性もあります。

——また15年度改定では福祉用具複数貸与減額制と直結しにくい

——「努力義務規定が法制化されると、先には福祉用具事業所に、より学習を積んだ有資格者の配置が基準化される可能性もあります。

事業者の視点

岩元 確かに介護保険部会が取りまとめた意見書では、「福祉用具貸与事業所に配慮される可能性もあります。

——また15年度改定では福祉用具複数貸与減額制と直結しにくい

——「努力義務規定が法制化されると、先には福祉用具事業所に、より学習を積んだ有資格者の配置が基準化される可能性もあります。

事業者の視点

岩元 確かに介護保険部会が取りまとめた意見書では、「福祉用具貸与事業所に配慮される可能性もあります。

——また15年度改定では福祉用具複数貸与減額制と直結しにくい

——「努力義務規定が法制化されると、先には福祉用具事業所に、より学習を積んだ有資格者の配置が基準化される可能性もあります。

事業者の視点

岩元 確かに介護保険部会が取りまとめた意見書では、「福祉用具貸与事業所に配慮される可能性もあります。

——また15年度改定では福祉用具複数貸与減額制と直結しにくい

——「努力義務規定が法制化されると、先には福祉用具事業所に、より学習を積んだ有資格者の配置が基準化される可能性もあります。